

1.概要

障害児通所支援事業の放課後等デイサービスにつきましては、厚生労働省よりガイドラインが策定され、教育と福祉の連携がこれまで以上に重要視されております。加えて、放課後等デイサービス事業所より、利用児童の学校での様子や支援方針などの情報共有を要望する声も多くあがっています。以上の事柄を踏まえ、学校と放課後等デイサービス事業所を結び、利用児童の情報の共有や連携を図るツールとして、「つながるシート」を作成しました。

「つながるシート」を利用することで、①児童に対する学校・放課後等デイサービスでの支援の方向性の統一を図る、②事業所は学校の情報を利用児童の保護者を通して把握していた所を、「つながるシート」を利用することで、事業所と学校とが直接的に情報交換を行うことが可能となります。以上の2点より学校・放課後等デイサービス事業所・保護者との情報差異を減少させ、情報連携がこれまで以上に密なものとなります。

2.利用者

障害福祉課にて障害児通所支援（放課後等デイサービス）の支給決定を行い、通所受給者証をお持ちのお子様とその保護者

3.つながるシートの内容

- ①学校と放課後等デイサービス事業所との連携・情報の共有に関する同意書
- ②学校と放課後等デイサービス事業所との連携シート
- ③つながるシート（様式1・2）：本児の変化をシートに記載します

4.つながるファイルの使い方

- ①つながるシート等を利用児童（保護者）が所有し、学校、放課後等デイサービス事業所に到着次第、教員もしくは職員がシートの内容を確認します
- ②体調や普段の様子と違う行動など対象児童について気になることや、送迎時間の変更等があれば、シートに記載し、学校・放課後等デイサービス事業所・保護者間にて情報を共有します

5.概要図

